

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

医療法人微風会 行動計画

女性が活躍できる固有環境を行うため及び、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

- ・当院は医師・コメディカル・事務職に占める女性職員の割合並びに管理職（課長以上）に占める女性の割合の向上を目指す。
- ・女性の配置・育成・登用を推進し、管理職（師長・薬剤部長・技師長）に占める女性の割合を50%以上にすることを旨とする。

女性の活躍に関する情報公開

評価・登用

- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・役員に占める女性の割合

男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	75.2%
うち正規雇用労働者	69.0%
うちパート・有期労働者	6.1%

(注)対象期間:令和3年事業年度(3年4月1日～4年3月31日)